



令和6年10月23日

南あわじ市教育委員会
教育長 新宅 忠敏 様

南あわじ市文化財保護審議会
会長 堀部 るみ子



門崎砲台跡の保存・活用について、南あわじ市文化財保護条例第39条第2項の規定により、下記の通り建議します。

記

文化財の名称 門崎砲台（周知の埋蔵文化財包蔵地・門崎砲台跡）
文化財の種別 建造物（埋蔵文化財）
築造年代 明治32年（1899年）
所在地 南あわじ市福良丙947-22外

議論の経緯及び提言

1. 短期的な方策

第1回の審議会において、門崎砲台跡の現状と今後の方針を確認した上で、発掘調査成果の活用と歴史遺産価値の啓発について議論を行った。その結果、令和6年度に行える本砲台跡の活用事業として、本砲台を分かりやすく解説したパンフレットの編集、発掘調査報告書の発行、講演会やフィールドワーク等の実施を提言した。

本提言を受けた事業は既に着手されており、継続した取り組みを提言する。

2. 調査結果及び保存資料の活用

第2回から第5回の審議会において、本砲台の歴史遺産としての価値を啓発し、後世に継承していくための方策として、切り出した砲台の復元・展示及び調査資料の活用について以下の議論を行った。

(1) 切り出した砲台の復元・展示

復元場所については、可能な限り発見された遺構に近く、元の砲台と同じ方角で鳴門海峡が見える6箇所を候補地に挙げ、現地視察を踏まえ、復元方法とも関連付けながら審議した。その結果、観光施設があり来訪者も多く、鳴門要塞全体の眺望がきく立地であることから、第1候補地にうずまちテラスを選定した。同時に、復元方法として、規模・構造・形式・材質等により本砲台を再現する方法について検討・協議を重ねてきたが、その実現に当たり、次のような強い懸念も指摘された。

- ① 出土時の規模で本砲台を復元した場合には、風光明媚な景観が阻害されることから、周辺の景観を著しく損なう行為の規制等自然公園法の制約について、環境省をはじめ関係機関との具体的な保存計画に基づく協議が必要となる。
- ② 復元のための標準的な工法や復元後の外気・光線による劣化を防ぐ適切な方策が見つかっておらず、性急な復元の実施が本資料の文化財的価値の更なる毀損に繋がる可能性が高い。
- ③ 観光面での活用という点で考えると、来訪者が多い観光施設に本砲台を復元することは、歴史遺産としての価値を広く周知する上で意義がある。しかし、追加的な観光客誘致及び経済的な効果としては多くを望めない。

以上の議論を踏まえ、本審議会として現段階では、切り出した砲台の適切な保存・管理を継続することが望ましく、更なる知見を深め、復元工法や復元後の保存の技術の進化を見極めつつ、観光資源としての活用方法や事業実施のための適正な財源の獲得を継続的に調査・研究することを提言する。

(2) 調査資料の活用

一方で、今回の発掘調査による記録保存で得られた緻密なデータを最大限に活用することは本砲台の文化財的価値を高める上で重要との観点から、次のような取り組みが提案・審議された。

① デジタル技術（AR）の活用

本砲台が発見された場所や周辺観光施設で、個人のスマートフォンやタブレット型端末からアクセスできる映像を提供する。これは、本砲台や鳴門要塞がかつてはその場に存在したことを誰でも視覚的に理解できる有効な方法である。

② 解説看板の設置

本調査によって解明された内容等を説明した看板を、本砲台が発見された場所へ設置すべきである。また、本砲台が復元可能な場合には、その付近にも設置が必要である。

③ 小学生用の副読本への掲載

子ども達に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えていくことが重要である。本砲台を題材として、淡路島の副読本『ふるさと淡路島』と『キッズ南あわじ』に掲載し、授業で戦争と平和が学べる機会を創出する。掲載にあたっては、小学校教員の意見を聴取していただきたい。

④ パンフレットまたは冊子の作製

市内には戦争遺跡が複数残っており、副読本とは別に、小学生にも理解できる戦争遺跡をまとめたパンフレットまたは冊子を本審議会でも編集・発刊していく。

⑤ 屋内展示物（ジオラマ模型等）の製作

緻密な調査データをもとに、現出した実際の姿に近いジオラマ模型と説明パネルを展示する。加えて、映像を流したり、切り出した本砲台のピースの一部を展示できれば、本砲台に関する理解の相乗効果が期待できる。現時点では、展示施設の候補として、本砲台が発見された周辺の観光施設や若人の広場公園が挙げられた。

以上の5点については、進めていくべきであるとの意見の一致を見たところであり、計画的に取り組んでいくことを提言する。

3. おわりに

本砲台は、明治期に築造された砲台としては、国内で類例を見ない穹^{きゆう} 砲台であり極めて貴重な構造物であると認められ、適切な保存・管理に努力を尽くすに相応しい価値がある。その価値を最大限に生かすために、上記の提言を着実に進めていくとともに、広く本市の歴史遺産の啓発の可能性を引き続き調査・研究するべきである。その取り組みに対し、本審議会は支援・協力を惜しまない。

以上をもって、本審議会の建議とする。